

事務連絡
令和3年1月14日

建設業関係団体の長 様
関係測量・設計業団体の長 様

京都府建設交通部指導検査課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の
変更（令和3年1月13日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年1月12日付け事務連絡）において、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂版）」を踏まえた建設現場やオフィスにおける感染予防対策の更なる徹底をお願いしていたところです。

令和3年1月13日に、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域として、京都府が追加されたことを受け、引き続き、同事務連絡に基づき、遺漏なきようご対応をお願いするとともに、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。

なお、同ガイドラインについては下記ホームページに掲載しております。

（ <https://www.mlit.go.jp/common/001380470.pdf> ）

その他の「新型コロナウイルス感染症に関する建設工事等の対応について」は下記ホームページに掲載しております。

（ <http://www.pref.kyoto.jp/shido/news/korona.html> ）

| | |
|----|--------------|
| 担当 | 指導検査課指導係 |
| 電話 | 075-414-5227 |